

事業事前評価表
国際協力機構 東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

1. 基本情報

国名：ウズベキスタン共和国（ウズベキスタン）

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款

(COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan)

L/A 調印日：2021年3月26日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における経済セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ウズベキスタン共和国では、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の国内初めての感染者を本年3月15日に確認。その後、ウズベキスタン政府は外出自粛令の発令、公共交通機関の停止、生活の維持に欠かせない業務を除くビジネスの停止等、外出・移動制限を実施。5月に一時制限を緩和するも、感染者数が急拡大したことから8月中旬まで同様の制限措置を継続。引き続き感染者数等は増加基調であるが、累積感染者数75,396名、死亡者数612名（12月16日現在）と増加幅は一定規模にコントロールされている。

また、COVID-19 感染拡大抑制のための各種制限措置により、特に観光業、関連サービス業、流通業等を中心に大きな影響を受け、2020年の実質経済成長率は0.6%まで落ち込む見通し（COVID-19 前の同年予測値は5.9%（世界銀行（世銀）2020））である。また、ロシア等出稼ぎ先における雇用の落ち込みにより、2020年における海外からの送金は50%以上（推定約43億米ドル）減少、国内失業率は16.5%（前年度比6.9%増）に上昇する懸念があり（国際通貨基金（IMF）2020）、これらの要因により貧困率の上昇（最大で9.8%、COVID-19 前の同年予測値は7.4%（世銀 2020））をもたらす可能性が指摘されている（世銀 2020）。

こうした経済・社会への影響に対し、ウズベキスタン政府は本年1月危機対策委員会を設立、①国民の健康確保、適切な医療対応、②収入および生計維持（特に社会的弱者の保護）、③長期の経済悪化回避の3本柱からなる経済、社会安定化策を発表。①は医療資機材の調達、医療従事者へのインセンティブ等、②は生活保護対象範囲の拡大及び期間延長、感染者家族等への収入保障、失業保険給付金の拡充等、③は税金の減免等による企業の収益・資金繰り支援、医療資機材及び食料に対する輸入税の減免等からそれぞれ構成され、総額2,370百万米ドル（対GDP比4.3%）に上る資金需要が見込まれ、2,630百万米ドルの資金ギャップが生じると予測されている。ウズベキスタン政府は右資金需要に対し、政府調達分950百万米ドル、残りの約1,700百万米ドルを対外借り入れで対応予定（世銀 2020）である。また、2021年における資金ギャップは2020

年と比べると微減の 2,200 百万米ドルが見込まれ、政府調達分 1,200 百万米ドル、残り約 1,000 百万米ドルの対外借り入れを計画。2020 年の資金調達は概ね目途が立っている由であるが、2021 年の資金調達は今後各ドナーとの調整が進められる計画であり、着実な資金確保が喫緊の課題となっている。

さらに、上記危機対策委員会による短期的な経済対策に加え、COVID-19 終息後を見据え、その後の安定した経済成長を実現するためには、2016 年のミルジヨエフ大統領就任後、ウズベキスタン政府が一貫して推進している「5 つの優先分野における行動戦略 2017-2021」を通じた経済改革の継続が求められる。COVID-19 危機前において、ウズベキスタン政府は税制改革、二重為替の廃止、電力セクター改革等を積極的に実施しているが、各種改革は緒に就いたばかりであり、国営企業改革、ビジネス環境改善等、様々な分野における改革の継続が必要。

このような状況下、本事業は、世銀との協調融資で COVID-19 に対応する各種経済、社会安定化策を実施するウズベキスタン政府に財政支援を行うことにより、ウズベキスタン経済の活性化を図ると共に、ウズベキスタンで課題となっている各種制度改革を通じて、ウズベキスタンの安定的な経済成長に寄与するものである。

(2) 経済セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け
対ウズベキスタン共和国国別開発協力量針（2017 年 3 月）では基本方針として「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」が定められている。また、対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 12 月更新）においても「持続的な経済成長」がウズベキスタン支援に係る基本方針として定められており、本事業はこれら方針に合致する。加えて、本事業は世界的な新型コロナウイルスによる影響への対応を支援する観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものである。

また、本事業による財政支援を通じた政策アクションの実行により（別紙）、SDGs ゴール 1（貧困削減）、3（健康な生活の確保と福祉の推進）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

COVID-19 への対応として、世銀は本年 4 月に新型コロナウイルス緊急対応として第二次開発政策融資オペレーション（DPO II）の追加借款 200 百万米ドルを承諾した。加えて、同 12 月、DPO III（500 百万米ドル）を承諾した。

アジア開発銀行（ADB）は本年 6 月に新型コロナウイルス対応緊急財政支援（COVID-19 Active Response and Expenditure Support Program（500 百万米ドル））を承諾し、また同 9 月に電力セクター改革プログラム借款 Power Sector Reform Program（200 百万米ドル）を承諾した。

IMF は本年 5 月に緊急財政支援として Rapid Credit Facility (375 百万米ドル) を承諾した。

加えて、ADB 及びアジアインフラ投資銀行 (AIIB) は協調融資として、本年 8 月に医療資機材調達支援 COVID-19 Emergency Response Project (何れも 100 百万米ドル) を承諾した。

3. 事業概要

(1) 事業目的：本事業は、COVID-19 の感染が拡大するウズベキスタンにおいて、財政支援を実施することにより、ウズベキスタン政府による資源配分の効率性・持続性・透明性の向上と、経済的包摂・社会的レジリエンスの強化を図り、もってウズベキスタンの経済の活性化と安定的な成長及び開発努力の促進に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン共和国全土

(3) 事業内容：財政支援を通して、ウズベキスタン政府による以下の分野の取り組み、及び新型コロナウイルス危機対策の促進を図る。

1) 資源配分の効率性、持続性、透明性向上：国営金融機関の財源配分の効率化、綿花生産管理体制の撤廃、ガソリン等小売価格規制の撤廃、PPP ビジネス環境改善、国営企業改革、予算法改革

2) 経済的包摂性と社会的レジリエンスの強化：移動の自由を制約する現行住民登録制度の改善、性差別の撤廃に向けた現行制度の改善、脆弱層に対する支援強化（給付金の増額および給付金申請システムの改善）

(4) 総事業費：借款額 15,000 百万円

(5) 事業実施期間：本事業の財政支援開始は 2021 年 1 月とする（本借款資金はウズベキスタンの 2021 年度の予算年度に組み込まれるため）。貸付完了（2021 年 3 月予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：ウズベキスタン共和国政府（The Government of the Republic of Uzbekistan）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：財務省債務管理局（Debt Management Office、Ministry of Finance）

4) 運営・維持管理機関：財務省債務管理局が、関係省庁・機関による政策アクションの実施進捗状況・結果等を取り纏める。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：保健分野に関し、技術協力「非感染性疾患予防対策プロジェクト」において、新型コロナウイルス危機対応の一環として保健サービス提供能力強化、非感染疾患の予防・対応能力の強化等を目的とした

機材供与等を実施。本事業と併せ、ウズベキスタンの新型コロナウイルス危機対策を支援している。

2) 他援助機関等の援助活動：上記2.(3)のとおり。なお、本事業は世銀のDPOⅢと協調融資案件。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は無いと判断されるため。

2) 横断的事項：本事業の政策アクションのうち、社会的セーフティーネット強化における低所得世帯の給付金増加は、直接貧困層が裨益するものであり、危機下で増加する見込みの貧困世帯の抑制に資するもの。

3) ジェンダー分類：GI(S)(ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由> 本事業は、ハラスメント及び暴力からの女性保護に関する法律、女性と男性の権利及び機会平等の保障に関する法律の制定を政策アクションに含むため。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：別添のとおり。

(2) 定性的効果：ウズベキスタンの経済・社会の安定、雇用の維持、脆弱層の生活安定化、経済の安定的な成長

(3) 内部収益率：プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：世界的に COVID-19 の感染拡大が収束に向かう対策が維持され、世界全体で急激な状況の悪化が回避される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

リーマンショック時に実施された東南アジア三か国向け緊急財政支援円借款(フィリピン「緊急財政支援円借款」、インドネシア「気候変動対策プログラムローン(II)(景気刺激支援)」、ベトナム「第8次貧困削減支援借款(景気刺激支援)」)(評価年度2011年度)の事後評価結果では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことである場合、その効果を高めるためには、支援供与のタイミングが重要であり、可能な限り、支援供与までの手続きの簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいとの教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、世銀の既存の財政支援の枠組み（DPO）を活用した協調融資を実施、世銀と同一の政策マトリックスを活用するとともに、モニタリング等必要な枠組みを世銀と共有することで、各種移動制限措置下におけるウズベキスタンにおいて案件形成を進め、迅速な資金供与を図るもの。

7. 評価結果

本事業は、財政支援を通じて COVID-19 の影響に対する経済・社会の安定に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困削減）、3（健康な生活の確保と福祉の推進）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する意義は高い。

8. 今後の評価計画

- （1）今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- （2）今後の評価スケジュール
事業完成 2 年後 事後評価

以 上

新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款 政策マトリックス

目的	政策アクション	指標	基準値	目標値
経済における資源配分の効率性、持続性、透明性の向上	#1 財源配分の効率化及び金融セクターの透明性向上 ① ウズベキスタン復興開発基金 (UFRD) の資金を活用した国営銀行による国営企業への新規融資禁止 ② 全ての商業銀行の現地通貨建て新規融資 (2020年1月以降) における中央銀行基準金利以上の金利適用 (住宅ローン融資及び原綿・穀物生産のための政府融資を除く) ③ 最低10行以上の国営銀行において、取締役会に最低1名の民間出身取締役を任命。	ウズベキスタン中央銀行の類別する商用債権残高の全金融セクター貸付金残高に占める割合	2019年末: 36%	2021年末: 60%
		過半数の取締役が民間出身者で構成されている国営銀行数	2020年1月: なし	2021年末: 5行以上
	#2 政府の綿花生産目標管理、調達制度廃止	低環境負荷の農業技術を活用した綿花農地面積の増加	2019年末: 160,000 ha	2021年末: 300,000 ha
	#3 ガソリン、ディーゼルの小売価格規制廃止	ガソリン、ディーゼルの市場による小売価格の決定	2020年3月末: 政府による補助金を活用した小売価格設定	2021年末: 補助金廃止。市場による小売価格決定
	#4 再生可能エネルギーおよびその他インフラ事業における PPP ビジネス環境改善にかかる法令制定 ① PPP コンセッションの外貨建て契約締結 ② PPP 関連契約締結時点における法令変更等によって生じる損失補償 ③ PPP 事業にかかる情報開示	PPP 事業に至った再生可能エネルギー発電容量	2020年9月: 100MW	2021年末: 500MW
#5 国営企業 (SOE) 財務にかかる透明性向上 ① 32社の最大規模の SOE に対して (i) 国際会計基準の採用、(ii) 財政再建戦略の作成、(iii) 国際的な格付け機関からの格付け取得	SOE 民営化制度改善	2020年10月: 民営化を統括する資産管理委員会が設立されていない。ケースバ	2021年末: 資産管理委員会の設立。民営化対象企業の評価方法等の法令制定	

	② 売却予定の政府保有の SOE リスト作成		イケースの民営化承認。	
	#6 予算法改正 ① 議会、最高評議会（Jokargy Kenes ¹ ）、地域評議会（kengashlar ² ）にそれぞれの予算を承認する権限を付与 ② UFRD の収入・支出を国家予算法案に計上	一般政府予算の透明性向上	2019 年: UFRD の支出・収入の政府予算に未計上	2021 年: UFRD の支出・収入の政府予算案に計上、議会承認
経済的包摂と社会的レジリエンスの強化	#7 住民登録制度改善 ① タシケントにおける住民登録要件の拡大 ② 住民登録手続きの簡素化、電子化	住民登録手続き違反者減少	2019 年: 317,088 人	2021 年末: 125,000 人
	#8 性差別の撤廃に向けた現行制度の改善 ① 雇用、選挙立候補及び土地取得等への融資アクセスにおける性差別の撤廃 ② ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害者保護令の発令	GBV 被害者に対する相談窓口制度確立	2019 年 6 月: GBV を犯罪とみなす法的根拠がなく、相談窓口が無い	2021 年末: WHO 基準に準拠した GBV 被害者への相談窓口設置
	#9 COVID-19 下の脆弱な世帯へのセーフティネット強化 ① 低所得世帯への給付金受給者数 10%増加 ② 全国レベルでの生活保護にかかる単一世帯登録システムの運用開始	生活保護給付金該当者に対する雇用サービスセンターでの未登録を理由とする申請却下減少	2020 年 8 月: 48% (シルダリヤ州パイロット地域)	2021 年末: 30%未満 (全国)

注) 運用・効果指標については、協調融資先である世銀と同じ指標を用いる予定。

¹ ウズベキスタン国内における下院議会の機能を有する。

² ウズベキスタン国内における下院議会の地域支部に該当。